

第17回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年3月9日（水）午後6時45分～
大宮区役所南館301会議室

1 開 会

2 議題

(1) 市民フォーラムについて

3 その他

4 閉会

【配付資料】

次第

資料1 市民フォーラムの実施について

資料2 スライド「さいたま市自治基本条例検討委員会中間報告（概要素案）」

市民フォーラムの実施について

1. フォーラムの目的

(自治基本条例の普及啓発)

- ・ より多くの市民に「自治基本条例とは何か」、「自治基本条例が求められる背景」などを知ってもらい、考えてもらうきっかけとする。

(条例づくりのプロセスへの参加と市民意見の反映)

- ・ 委員以外の市民にも条例づくりのプロセスに参加してもらう。
- ・ 中間報告について意見交換を行い、より多くの市民の意見を反映した最終報告の作成につなげる。

2. 日程

<第1回>

平成23年3月19日(土) 14:00~16:30

生涯学習総合センター多目的ホール(大宮駅西口シーノ大宮センタープラザ10階)

※定員150名

※手話通訳有、託児あり(桜木公民館託児室)

<第2回>

3月26日(土) 14:00~16:30

浦和コミュニティセンター第15集会室(浦和駅東口コムナーレ9階)

※定員100名

※手話通訳有、託児なし

- ・ 受付は先着順とし、定員に満たない場合は当日参加も可とする。(手話通訳・託児の希望は事前申込のみ)

3. プログラム(案)

時刻	内容	担当
13:00	集合・会場設営	委員・事務局 ・地域研
13:30	受付(30分)	事務局・委員
14:00	1. 開会(5分) ・本日の進め方	司会(歌川委員・ 細川委員)
14:05	2. 講演「これからのまちづくりと自治基本条例」(30分) ・講師紹介(5分) ・講演(25分)	福島委員長
14:35	3. 自治基本条例検討委員会による中間報告(40分) ①これまでの取組(5分) ②基本的な考え方(コンセプト)(5分) ③中間報告の説明(30分)	中津原 委員 染谷 委員
15:15	4. 検討委員会との意見交換	
	小グループ形式(概ね60名以内の場合) <p style="text-align: center;"><10分休憩></p> 1. オリエンテーション(10分) 2. グループ顔合わせ(自己紹介)(10分) 3. 問題、課題の確認(40分) ①意見を付箋に記入。(10分) ②付箋を模造紙に貼付け(5分) ③意見交換(15分) ④発表の準備(10分) 4. グループ意見の発表(15分) 5. 全体のまとめ(5分)	・全体進行役(委員1名) ・グループ進行役(2名×6グループ) ・進行補佐(事務局)
	教室形式(概ね60名以上の場合) <p style="text-align: center;"><25分休憩></p> (中間報告に関する意見等の記入・提出 →提出された意見のグループ分け) ○ディスカッション(45分) ・グループ分けした意見を紹介し、委員がコメントする。 ・状況を見ながら、提出者から説明を求めるとともに、来場者から委員のコメントに対する意見をもらう。	委員・事務局 ・地域研 委員全員 ※コーディネーターは福島委員長
(16:45) (16:25)	5. 閉会(5分) ・アンケート記入のお願い	司会(歌川委員・ 細川委員)

小グループ形式による意見交換の進め方（案）

●対象人数：参加者が概ね60名以内

●委員会の役割

全体進行役（1名）

グループ進行役（2名）×5～6グループ

進行補佐：事務局

●グループ分け

受付において、意見交換への参加希望を確認した上で、くじ引き等により機械的に行う。

●手順

全員からなるべく多くの意見や考えを聞いて共有するため、小グループ形式による意見交換を行う。

1. オリエンテーション（10分）

全体進行役が一括して、意見交換の目的や意見交換を進める際の注意事項などを説明

2. グループ顔合わせ（自己紹介）（10分）

フォーラムに参加した動機や自治基本条例に対する想いを交えながら自己紹介

3. 問題、課題の確認（40分）

① 各自、テーマについて意見を付箋に記入する。（10分）

・1枚の付箋につき1つの意見。簡単なキーワードだけでも可とする。

② 付箋を模造紙に貼りだす。（5分）

・類似するもの、関連するもの等を集めて分類する。

③ テーマごとに、意見交換を行う。（15分）

・お互いの考えの共通点や相違点を共有する。

④ 最後に、発表の準備を行う。（10分）

・発表者を決める。

4. グループ意見の発表（15分）

・1グループ発表時間2～3分

5. 全体のまとめ（講評）（5分）

●意見交換のテーマ

①さいたま市自治基本条例に期待すること

②さいたま市をどんな街（まち、町、都市・・・）にしたいのか。

③市民が主役のまちづくりをするためには何が必要ですか。

さいたま市自治基本条例検討委員会 中間報告(概要素案)



検討委員会の取組み

ただいま
開催中！

条例の制定基本方針

平成22年

条例について学習

平成22年
4月～

条例のコンセプト

8月

テーマ別検討

9月～

中間報告の検討

平成23年
1月～

中間報告

市民フォーラム

平成23年
3月

最終報告の検討

最終報告

7月

市長による条例案

議会審議

自治基本条例検討委員会



なぜ自治基本条例が必要か

進展する地方分権

「自己決定・自己責任」に基づく、
特色を活かしたまちづくりが必要。
市民が主体的にまちづくりに
取り組み、
自立した自治体運営を。

多様化する課題

少子高齢化・生産年齢人口の減少
価値観やライフスタイルの多様化。
市民、議会、行政が、ともに
地域課題の解決を。

より多くの市民が地域の活動や市政に参加しながら、
まちづくりを進めよう。
市政運営と市民との距離を縮めよう。

さいたま市のまちづくりを進める“拠り所”となる
基本的な考え方・ルールをつくろう！

めざすまちの姿と自治基本条例

めざすまちの姿(検討委員会の思い)

市民が誇りをもち、
子どもから高齢者ま
ですべての市民が
等しく尊重され、
互いに助け合い、生
きがいをもち、心豊か
に、共に生きるまち

市民が主役となって地
域の課題を自ら考え、
主体的に自治に参画
して課題解決にあたる
まち

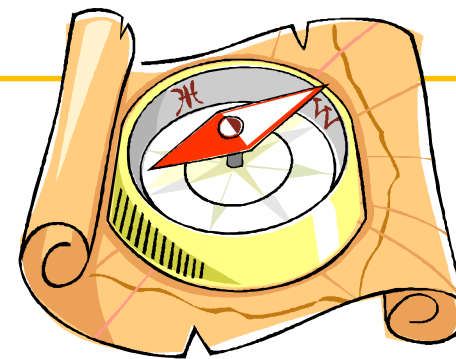
企業、大学等
教育機関、地域活動
団体、ボランティア団
体等の活力を積極的
に引き出し、市民生
活に希望(ゆめ)を与
えるまち

環境保全と
開発の調和が図ら
れ、豊かな自然環
境の中で、子ども
が健やかに成長し
ていくまち

自治基本条例とは、
「めざすまちの姿」の実現に向けて、
まちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果すのか、
などの基本的なルールや仕組みを定めるもの

さいたま市自治基本条例の めざす方向性

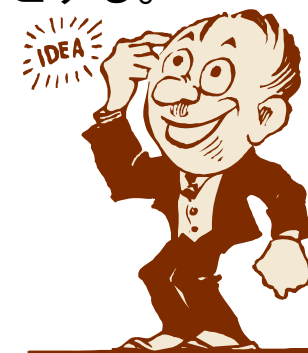
①市民や議会、市長等が課題の解決に向けて取組を進める
上で、「羅針盤」としての役割を果たせるものとする。



②市民や議会、市長等の各主体の意識の向上を促し、
各主体のより良い関係を築くことによって、
本市の「自治」が変わることを期待する。

③分かりやすく、説得力のある条例とし、市民の関心を高められるものとする。

④「オリジナルな条例」、「新しいスタンダードとなる条例」を目指す。



条例の名称について

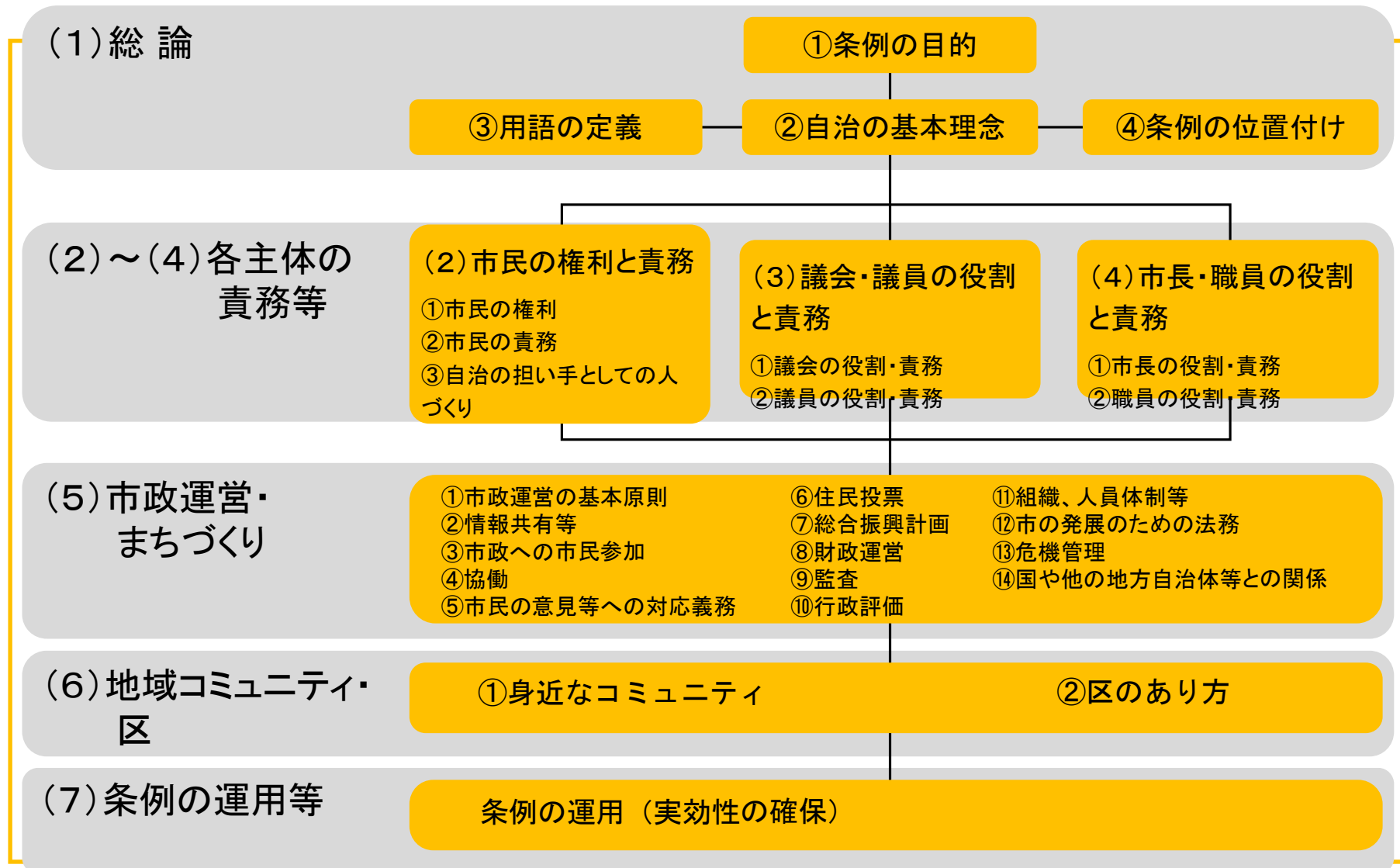
「市民が自治の主体であることを明確にしたい」



市民自治基本条例？

条例の名称については重要な検討課題であり、
多くの方々からご意見を聴きながら、さらに議論していきます。

中間報告の構成



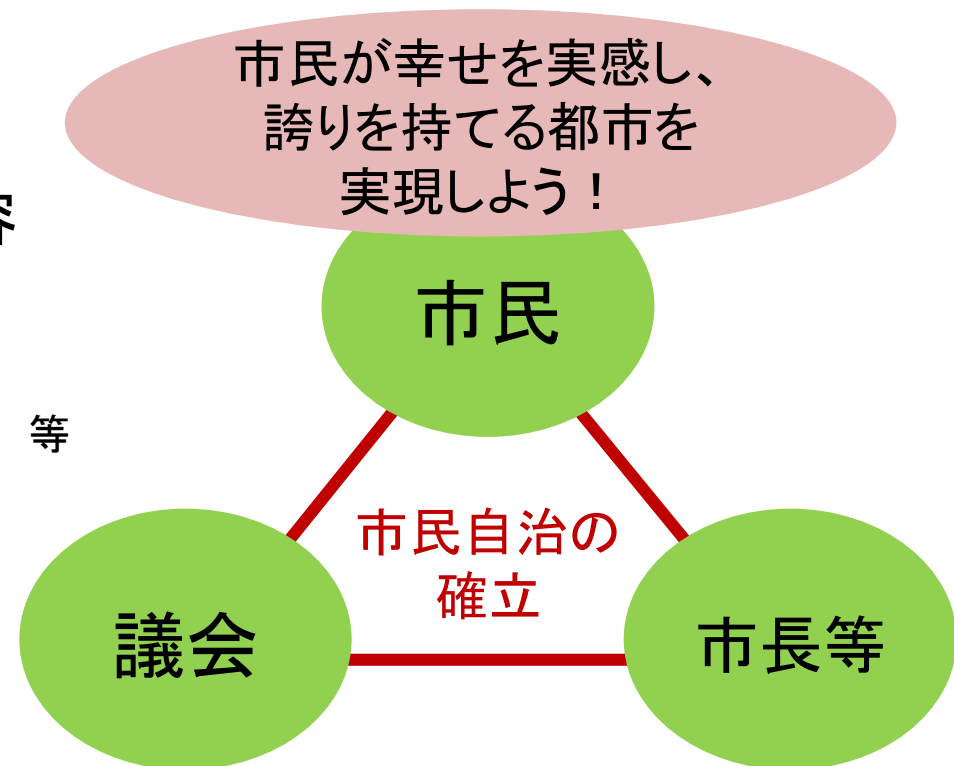
① 条例の目的

目的

- ・自治を担う市民、議会、市長等の主体的な取組を促し、
- ・市民自治の確立を図り、
- ・市民が幸せを実感し、誇りを持てる都市を実現すること

そのために条例に定める内容

- ・自治の基本理念
- ・市民の権利・責務
- ・議会、市長等の役割・責務
- ・まちづくり(市政運営を含む)の基本的事項 等



(1) 総論

市民自治とは

③用語の定義

「市民自治」とは

市民が主体となって
地域や市の課題の解決に取り組むなど、
市民が自ら行うことを基本として、
住民から信託を受けた議会及び市長等も、
ともに市民のためのまちづくりを進めること

「協働」とは

市民、議会、市長等が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うこと

「市民参加」とは

市政やまちづくりに市民が主体的に関わること

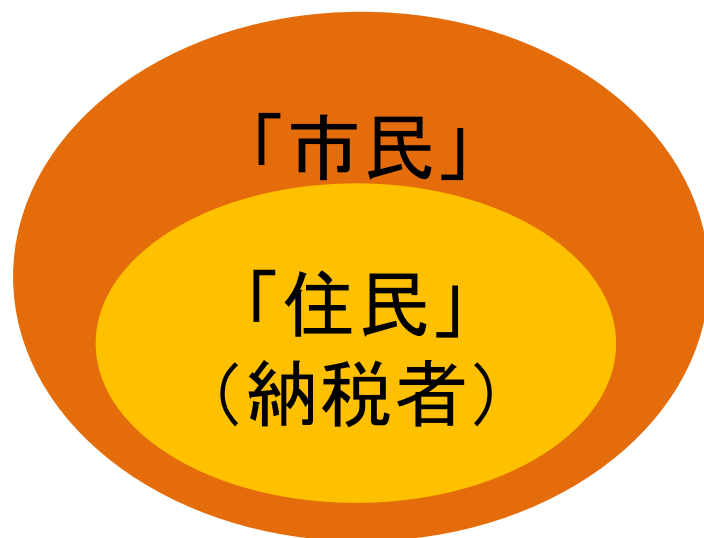
(1) 総論

「市民」とは

③用語の定義

「市民」とは

- ・市内に住所を有する者
- ・市内で働く者、市内で学ぶ者
- ・市内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体



市の健全な発展のために、
より多くの人や団体が
市政やまちづくりに参加

(1) 総論

② 自治の基本理念

(1) まちづくり(豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動)は、市民が責任を持って主体的に地域や市の課題解決に取り組むことを基本とする

(2) 住民の信託を受けた議会及び市長等は、それぞれの役割や責務を果たしながら、市民のための市政運営を行う

(3) 市は、国や県と対等な立場に立って協力関係を築くとともに、自律的な市政運営の実現を目指す



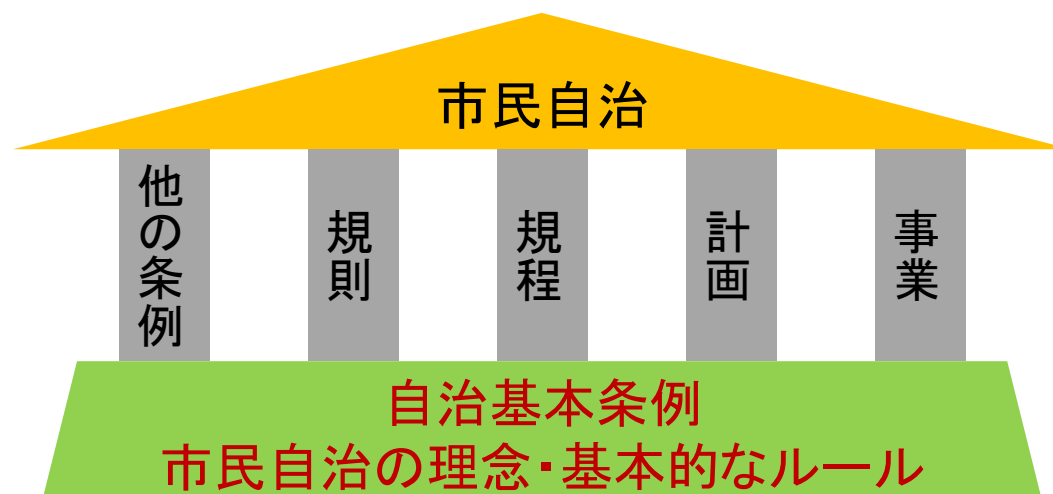
(1) 総論

④ 条例の位置付け

自治基本条例の遵守

この条例は、市民自治の推進に当たり、
その理念や基本的なルールを明らかにし、
地域や市の課題の解決に際して、
最も大切な規範として運用するもの

市民、議会、市長等は、誠実に
自治基本条例を遵守しよう



他の条例・計画等の関係

原則として、この条例の規定との整合を図る

(2) 市民の権利と責務

① 市民の権利

- ・安全で安心な環境の中で暮らし、活動する権利
- ・市民自治を担う主体として尊重される権利
 - (1) 市政に関する情報を議会及び市長等と共有する
 - (2) 政策の立案、実施及び評価の過程に関わる
 - (3) まちづくりの成果を享受する

② 市民の責務

- ・主体的にまちづくりに参加するよう努める
- ・市政及びまちづくりへの参加に当たり、自らの発言や行動に責任を持つよう努める
- ・市民は、互いの発言や行動を認め合い、互いに助け合い、まちづくりに努める
- ・市民は、公共サービスの享受に当たり、応分の負担を負う

事業者の責務

- ・自然環境や生活環境などに配慮し、地域と調和した活動を行う

(2) 市民の権利と責務

③ 自治の担い手としての人づくり

市民、議会、市長等は、市民自治を推進するため、
市民自治の担い手として市民が成長できる環境を
積極的に整備するよう努めるものとする

市民、議会、市長等は、
次代の社会を担う子ども及び青少年に対し、
市民自治の担い手としての能力が育っていくように
積極的に支援を行うよう努めるものとする



(3) 議会・議員の役割と責務

議会の役割

市民福祉の向上と市の健全な発展のために、
意思決定、政策形成機能、監視機能、調査機能、利害調整機能などを果たす

議会の責務

市民の多様な意見を市政に反映させるよう努める
市民の市政に対する関心と参加意欲を高める
市民が議会を身近なものと感じられるよう努める

- (1) 議会における透明性の確保を図る
- (2) 議会活動への市民参加を促進する

議員の責務

住民の代表であることを自覚し、
公正かつ誠実に職務を遂行する
市民の多様な幅広い意見の把握に努める

議会基本条例



オープン議会



(4) 市長・職員の役割と責務

市長の役割・責務

- ・市の代表者として、市民福祉の向上及び市の健全な発展のために、市民自治の推進を図り、公正かつ誠実に市政を運営する
- ・開かれた市政運営、効率的かつ健全な財政運営を行う
- ・市政のビジョン(将来の構想や展望)を明示し、リーダーシップを発揮する
- ・分野をまたぐ課題の解決のため、関係部署等の相互の連携、調整を図り、総合的な取組の推進に努める

職員の役割・責務

- ・法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行する
- ・積極的に市民自治へ参加するよう努める
- ・市民の信頼と期待にこたえることができるよう、常に能力の向上に努める

(5) 市政運営・まちづくり ① 市政運営の基本原則

コンセプトの提示

議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、
明確なコンセプト(骨格となる概念)を提示し、
計画的な市政運営を行う

市政運営の基本

- (1) 市政に関する情報の適切な管理等に努め、公正性、透明性の確保を図る
- (2) 市民参加の機会を確保し、市民の意思の反映に努める
- (3) 市民の自主的な活動を尊重し、
協働の核となる人材の育成や発掘に努め、積極的な協働の推進を図る
- (4) 情勢の変化、地域や市の課題に迅速かつ的確に対応するため、
政策、制度、組織等について不断の見直しを行うとともに、総合的な取組
の推進に努める

②情報共有等

情報共有

市民、議会、市長等は、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、共有する。
議会及び市長等は、この情報共有のための仕組みの充実に努める

情報公開の総合的な推進

議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、説明責任を全うするため、
情報公開の総合的な推進に努めるものとする

(1) 情報提供: 市民に分かりやすく、迅速かつ容易に得られるよう提供

(2) 情報開示: (市民から開示請求) 情報公開条例等に基づき、適正に対応

個人情報の保護

個人情報保護条例等に基づき、適正に行う

③ 市政への市民参加

市政への市民参加の促進

- ・政策等の立案、実施及び評価の過程などへの市民参加の促進に努める
- ・市民参加の結果や市政への反映状況を適宜公表する
- ・多様な市民が参加できるよう、市民参加の制度や機会の充実に努める
- ・市民参加に関する手続の簡素化に努める



まちづくり情報誌「korekara」の
読者モニターによる編集会議

審議会等への市民参加

公募等の方法により多様な市民を委員に選任するなど、積極的に市民参加の取組を進めるものとする

④ 協働

協働の推進

市民と議会・市長等は、地域又は社会における**共通の目的の実現**並びに地域や市の**課題の発見**及び**効果的な解決を図る**ため、次に掲げる原則に基づき、協働を推進する

- (1) **目的及び目標を共有**すること
- (2) 互いの立場や特性を尊重し、**対等な立場**で協力すること
- (3) それぞれの**責任と役割**を明確にすること
- (4) **公平性、公正性及び透明性**を確保すること

協働の推進のために・・・

- ・市民に対する協働に関する理解を深める機会の提供
- ・市民の自発的な活動の支援
- ・**協働の場の設定** その他



桜区の自治会による
清掃活動

(5) 市政運営・まちづくり

⑤ 市民の意見等への対応義務

- ・市民の意見、要望、提案等を誠実に受け止め、可能な限り市政に反映させる
- ・市民の意見等について速やかに回答し、説明責任を果たす
- ・市民との情報共有のため、市民の意見等と対応方針、対応結果を公表するよう努める

⑥ 住民投票

- ・議会及び市長は、重要案件について、住民の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより住民投票を実施することができる
- ・住民投票を実施する際は、住民の適切な判断が可能となるよう、必要な情報を公平・公正に、かつ、分かりやすく提供するよう努める
- ・議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する

⑦ 総合振興計画の策定等

- ・総合的かつ計画的な市政運営を行うため、総合振興計画を策定する
- ・計画の策定に当たって市民参加を求める
- ・計画の実施状況を定期的に確認し、公表する
- ・情勢や市民ニーズ等の変化に柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行う

(5) 市政運営・まちづくり

⑧健全な財政運営

- ・市長等は、効果的かつ効率的な市政運営などにより、**中長期的視野に立った財政の健全性の確保を図る**
- ・議会は、意思決定に当たり、**中長期視野に立った財政の健全性の確保を考慮する**
- ・市長等は、財政状況に関する情報を**市民に分かりやすく公表する**
- ・市民は、財政状況について、**自らと将来世代に関わる問題として行動するよう努める**

⑨監査の実施及び運用

- ・監査委員及び外部監査人は、**市民に問題点、改善点等が分かりやすいように結果を公表する**
- ・議会及び市長等は、監査結果に基づき、**市政運営の向上に努める**

⑩行政評価

- ・**効果的、効率的で透明性の高い行政運営を行うため、行政評価を実施する**
- ・行政評価の実施に当たっては、**市民参加の方法**を取り入れる
- ・行政評価の結果を**事業等に反映**させるよう努める

(5) 市政運営・まちづくり

⑪組織、人員体制等

・市長等は、市民の視点に立ち、次のことに留意して、組織の整備、職員の適正配置・育成に努める

(1) 地域や市の課題に的確に対応できること

(2) 市民が行政サービスを利用しやすいこと

(3) 行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること

(4) 組織については、市民に分かりやすいこと

・議会及び市長等は、市民が市政に参加しやすい組織風土の醸成に努める

⑫市の発展のための法務

・地域や市の課題解決のため、法律、条例、規則などの適正な解釈及び柔軟な運用を行う

・必要に応じて、条例、規則などの制定、改正、廃止を行う



⑬ 危機管理



危機とは

市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす、
またはそのおそれのある**災害、事件、事故**など**緊急の事態**をいう

危機管理

- ・議会及び市長等は、次に掲げることに努める。
 - (1) **「自助」、「共助」、「公助」**の考え方について市民に周知・啓発する
 - (2) **市民や関係機関と積極的に協議し、または相互に協力し、適切な対応を準備する**
 - (3) **危機の予測、被害の未然防止・回避・軽減、危機の再発防止**を図る
 - (4) **被害者の救済など危機の收拾**を図る
- ・市長等は、危機発生時には、その情報を速やかに収集、発信し、**市民及び地域とともに迅速かつ効果的な対応**を図る



⑭ 国や他の地方自治体等との関係

国、埼玉県と市の関係

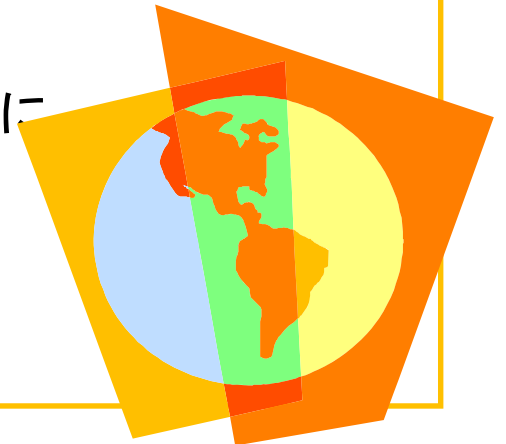
- ・国及び埼玉県と**対等で協力的な関係**を築き、**相互に連携**して市のまちづくりを推進する
- ・市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国及び埼玉県の政策等に対し、**市民の意思を尊重し、必要に応じて意見等を行う**よう努める

他の地方自治体と市の関係

- ・他の地方自治体と**連携を進め、競い合い、助け合い、共に発展していく**ことに努める

諸外国と市の関係

- ・国際交流及び国際協力を推進し、**相互理解を深めるとともに**これらを通じて得られた知見を、**市のまちづくりに反映**するよう努める



(6) 地域コミュニティ・区

① 身近なコミュニティ

地域コミュニティとは

- ・身近な生活の場となる地域を構成する住民の集合体をいう。

市民と地域コミュニティ

- ・市民は、地域コミュニティを基盤とする自治会等の活動を通じて、地域の身近な課題の解決に積極的に協力して取り組むよう努める

活動する主体同士の連携

- ・自治会等、市民活動団体、事業者など地域において活動する主体は、地域の身近な課題の解決に向けて、それぞれの自主性に基づき、相互に連携するよう努める

市長等からの支援

- ・市長等は、地域において活動する主体の自主性及び自律性に配慮しながら、その活動などに対して、必要な支援を行う



桜区の自治会による
清掃活動

② 区のあり方

区役所の役割・責務

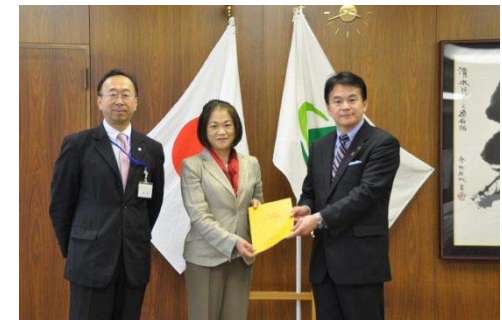
- ・区民の生活に密着した行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に行う
- ・地域の問題を受け止める身近な窓口、区民による地域のまちづくりの調整・まとめ役として機能し、区民や本庁組織とともに問題解決を図る
- ・地域の特色を生かした個性あるまちづくりを推進する
- ・区民の区政への参加及び協働を促し、区民の活動を支援し、区民の主体的なまちづくりの推進に努める

区長の役割・責務

- ・区長は、中長期的な視点に立って、リーダーシップを発揮し、区政を行う。

区民会議

- ・区民会議は、区内の多様な主体の代表等で構成する。
- ・また、区役所職員が参加し、必要に応じて行政の立場からの助言等を行う
- ・市長及び区長は、区民会議の提言を尊重する。



大宮区区民会議から市長への
提言提出

(7) 条例の運用等

実効性の確保

- ・市長等は、この条例の啓発、運用状況の調査、評価等を市民が参加して行う仕組みを設ける
- ・議会及び市長等は、この条例について、市民への啓発に努める

条例の見直し

- ・議会及び市長等は、社会経済情勢、この条例の運用状況等を勘案し、適宜見直しを行う
- ・この条例の見直しに当たっては、市民参加により行う